事業事前評価表

1. 案件名

国名:ベトナム社会主義共和国(ベトナム)

案件名:海上保安能力強化事業

(Maritime Security and Safety Capacity Improvement Project)

L/A 調印日: 2020 年 7 月 28 日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における海上保安分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナム社会主義共和国(以下、「当国」という。)はインドシナ半島の東部に位置し、約3,200kmに亘る海岸線を有すると共に、約100万km²の排他的経済水域を有している。当国が面している南シナ海は、アジアでも有数の好漁場であり、各国漁船との入り会い操業地域であると共に、天然ガスや石油の埋蔵量も多く、経済活動も活発に行われている。また、中東から東アジア各国に原油・液化天然ガスを運ぶ大型タンカー等が多数航行する海上交通の要衝でもある。同海域の安全確保は、日本はもとより、アジア全体の安定に必要不可欠である。

南シナ海は、夏季は台風、冬季は大陸からの季節風により波浪が高くなるため、当 国の領海において海難事故(毎年 400 名前後の死亡・行方不明者、330 隻前後の船が 破損・沈没)(出所:ベトナム国家捜索救助委員会)や同事故に伴う油流出事故・海 洋汚染も発生している。また、当国の領海・排他的経済水域において、違法操業(毎 年 5,000 件程度)、密輸出入事件(毎年 40~50 件)、海賊事案(未遂も含め、毎年 20 件程度)(出所:ベトナム海上警察)が発生している。従って、域内での海難救助・ 操作、治安維持・海上犯罪の捜査・海賊対策等の海上保安業務の対応能力強化が課題 となっている。

ベトナム海上警察(Vietnam Coast Guard。以下、「VCG」という。)は、首相直属の政府機関として、当国の領海、排他的経済水域等における安全の確保、治安の維持、法執行、捜索救助及び海洋環境保全といった海上保安業務を担っている。現在、VCG はハノイに置かれた本部と四つの管区を拠点にオペレーションを行っているものの、巡視活動に適した船型の船舶数が不足しており、外洋の巡回業務や事故発生時の捜索救難活動に必要な体制を整備できていない状況にある。

ベトナム政府は 2014 年、海上保安能力の強化を目的に、マスタープランとして「2020 年までのベトナム海上警察部隊編成計画」を策定し、体制整備に取り組んでいる。この計画には、船舶の係留桟橋や訓練施設の整備、職員の増員・人材育成に加え、新規造船含む保有船舶の増強が述べられており、本事業による排水量 1,500 トン級巡視船の配備も、この計画に盛り込まれている。

上記を踏まえ、新造巡視船の建造・配備による VCG の海上保安能力の強化向上を目的とした本事業は、ベトナム政府により高い優先度が付されている。

(2) 海上保安分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け 我が国は、「対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針(2012 年 12 月)」にて、 重点分野として「ガバナンス強化」を掲げ、司法・立法・法執行能力の強化等の統治能力向上のための取組みを支援するとしている。また、2014年3月に日本・ベトナム両国首脳により表明された日・越「戦略的パートナーシップ」において、海洋の安全に関し両国間の協力を更に強化することが確認されている。更に、2015年7月の両国首脳会談において、「海における法の支配」に基づいて国際法を遵守するよう共に協力していくことが確認され、ベトナム側から当国の海と漁民を守るため、本事業の供与につき要請があり、2016年5月及び9月の両国首脳会談において両国間で協議を進め早期に実現することを確認している。加えて、我が国政府の外交政策「自由で開かれたインド太平洋」において、本事業はインド太平洋地域の平和と安定の実現のための代表案件に位置付けられている。

また、「対ベトナム社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー(2020 年 6 月)」において、ベトナム海域(南シナ海)は海上交通の要衝であるため、近年の経済活動の活発化に伴い、海難事故や係争等のリスクが増加している状況下において、海上法執行業務を一元的に担うベトナム海上警察の海上保安能力の向上が重要課題であると分析しており、司法・法執行能力の強化等、統治能力向上のための取組を支援するとしている。本事業はこれら方針・分析に合致する。

本事業は、当国の海上保安を担う VCG に対し、同業務に不可欠な巡視船を供与することにより、海難事故や海上犯罪への対応能力の向上を支援するものであり、SDGs ゴール 14「持続可能な開発のための海洋と海洋資源の保全と持続可能な利用」及びゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」に貢献する。

(3)他の援助機関の対応

韓国より、排水トン1,000トンクラスの中古船1隻、200トンクラスの中古船2隻がVCGに売却されている(2013年、ただし、船齢30年以上の船舶)。また、米国より、保安官訓練施設・船舶の修理施設の建設、高速巡視ボート6隻の供与が予定されている(供与時期に関しては言及無し)。加えて、米国より2016年6月には追加的な支援声明が発表され、高速巡視ボート12隻の供与と、訓練及び法執行用資機材の供与も行われた。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、VCG が運用する巡視船 6 隻を整備することにより、当国の海難救助や海上法執行等、VCG が海上保安活動を適切に実施するための能力向上を図り、もって当国海域の安全確保に寄与するもの。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名 ベトナム全土
- (3) 事業概要
 - 1) 巡視船6隻(全長約79m) の建造

- 2) コンサルティング・サービス(基本設計、入札補助、施工監理等)
- (4) 総事業費

42,542 百万円 (うち、円借款対象額: 36,626 百万円)

(5) 事業実施期間

2020 年 7 月~2026 年 10 月を予定(計 76 ヶ月)。6 隻目の引渡し完了(2025 年 10 月)をもって事業完成とする。

- (6) 事業実施体制
 - 1)借入人: ベトナム社会主義共和国政府(The Government of the Socialist Republic of Viet Nam)
 - 2) 保証人: なし
 - 3) 事業実施機関:ベトナム海上警察(Vietnam Coast Guard: VCG)
 - 4) 運営・維持管理機関:VCG
- (7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担
 - 1) 我が国の援助活動

JICA ではこれまでに課題別研修「海上犯罪取締り」、「海上保安実務者のための救難・環境防災」、「海上保安政策プログラム(長期研修)」といった海上保安分野の研修に毎年合計 4~5 名程度の研修員を受け入れている。また、ノン・プロジェクト無償資金協力(2014年8月及び2015年9月E/N署名)を通じて、中古船舶等の供与が実施されている。

- 2) 他援助機関等の援助活動 上記2.(3) に記載のとおり。本事業との重複はない。
- (8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
 - 1)環境社会配慮
 - ① カテゴリ分類 C
 - ② カテゴリ分類の根拠:本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」 (2010 年 4 月公布)上、環境や社会への望ましくない影響が最小限であると 判断されるため。
 - 2)横断的事項特になし。
 - 3) ジェンダー分類:

【対象外】「ジェンダー対象外」

<活動内容/分類理由>本案件の活動は、ジェンダーの観点から直接の関連性は 低いと判断されるため。

(9) その他特記事項

本事業は本邦技術活用(STEP)案件であり、日本独自の技術であるクラッド 鋼接合技術(高張力鋼とアルミ合金のハイブリッド構造の接合技術)が活用される。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム (運用・効果指標)

指標名	基準値 (2019 年実績値)	目標値(2027 年) 【事業完成 2 年後】
新造巡視船 6 隻の巡視海域 における年間総稼働時間(時		3,600
間)		,
新造巡視船 6 隻により実施 した海上保安活動(巡視、捜 索救助、海洋法執行、環境保 全等)の年間出動回数(回)		42

(2) 定性的効果

VCG における海上保安活動に係るオペレーション能力の向上・改善、並びに巡視海域の増加。

(3) 内部収益率

本事業の主な便益は海難救助活動を通じた人命の救助と海上法執行を通じた違法 行為の軽減等であるが、人間の生命の機会費用が無限大であり、IRR 指標による定量 的判断が困難であるため、算出しない。

5. 前提条件 外部条件

- 1) 前提条件
 - 日本の造船能力に急激な変化がないこと。
- 2) 外部条件

同上

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア共和国向け円借款「防災船調達事業」(評価年度 2009 年)の教訓では、船舶の安全な運航のためには供与した船舶の運転に必要な船員数、船員資格保持者の確保が重要であり、また、事業効果発現の観点からは日本での訓練に加え、現地への講師派遣による訓練等の幅広い研修の機会を事業に組み込むことが重要との教訓が得られた。また、交換部品の調達が困難であるために、適切な維持管理がなされなかったとの教訓も得られている。

本事業では、供与する巡視船に乗務する船員の数と質を確保する必要があるが、当国で船舶の運転に必要な船員数、船員資格保持者の確保が予定されていることを確認済み。海上保安業務の能力向上については、当国からも支援が求められており、状況に応じて課題別研修等の研修スキームを通じた支援等を行う。また、部品を一定の頻度で交換する「Preventive Maintenance Policy」(予防的維持管理制度)を採用し、適切なタイミングで遺漏なくメンテナンスを行う体制を整備することにより、供与する巡視船の長寿命化を目指す。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、当国の海難救助や海上法執行等の海上業務を担う VCG に対し、同業務に不可欠な巡視船の供与を通じて海難事故や海上犯罪への対応能力向上に資するものであり、SDGs ゴール 14「持続可能な開発のための海洋と海洋資源の保全と持続可能な利用」及びゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
 - 4. (1) ~ (3) のとおり
- (2) 今後の評価スケジュール 事後評価 事業完成2年後

以上